

建設

1 道路

近年多発している豪雨や、いつ発生するか予測できない大地震など、激甚化する自然災害から市民のいのちとくらしを守るため、橋りょうや斜面の防災・減災対策を推進するとともに、戦略的な維持管理などに取り組みます。また、都市の活力を高める道路整備を進めるとともに、無電柱化や「歩くまち・京都」の取組などにより、快適で魅力あふれる道路空間を創出します。

(1) 道路の維持管理

ア 長寿命化修繕計画に基づく維持管理

本市は、国道・府道も含めて市内の3,613km（令和6年3月末）の道路を管理しており、舗装やトンネルなど、管理する道路施設は膨大な数に上ります。そのため、計画的に点検・修繕等を行うことで、トータルコストの縮減、予算の平準化を図り、効率的・効果的な維持管理を進めています。

市管理の主な道路施設

道路施設	道路	トンネル	橋りょう	横断歩道橋
管理数	3,613km	19か所	2,943橋	27橋

（令和7年3月末、ただし道路のみ令和6年3月末）

イ 土木みどり事務所等による日常の維持管理

道路・河川・公園等の公共土木施設を一元的に管理する土木みどり事務所では、市民の皆様からの年間21,000件（令和6年度）の御要望等を受け、施設の補修等を行っています。冬季には、凍結防止剤の散布を実施するとともに、積雪の多い山間地域と市街地を結ぶバス路線等を中心に、除雪作業を実施しています。また、道路・水路等の占用などに関する業務や道路の境界確定等の管理業務を行っています。

(2) 防災・減災対策や災害への対応

ア 橋りょうの耐震補強・老朽化修繕

災害時における避難ルートや緊急車両等の通行を確保するため、橋りょうの耐震補強をスピードアップするとともに、老朽化した橋りょうの修繕を進めるため、「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づき、効率的・効果的に対策を実施しています。

イ 道路に面する斜面の防災対策

豪雨等による災害を未然に防止するため、斜面の落石・崩壊対策を進めています。「道路のり面維持保全計画」に基づき、市民生活に与える影響が大きい緊急輸送道路を優先するなど、より効率的・効果的に対策を実施しています。

ウ 災害への対応

警報発令時等には、土木みどり事務所等において、24時間体制で警戒に当たり、道路の通行確保や応急復旧等を行っています。また、道路斜面の崩壊等が生じた場合には、速やかに災害復旧を行う必要があり、令和6年度の大雨により被害を受けた道路について、5件の災害復旧工事を実施しています。

(3) 道路整備

ア 幹線道路の整備

5つの視点（日常における安心・安全の確保、防災・減災対策の推進、公共交通優先のまちづくり、他の関連事業やまちづくりとの連携、道路ネットワークの充実）で整備路線を選定し、道路の整備を進めています。

イ 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築

堀川通の機能強化や、本市と大津方面や亀岡方面とを結ぶルートの整備など、広域的な道路ネットワークについて、国や京都府等と議論を深めるなど、実現に向けた取組を進めています。

(4) 快適な道路空間の創出

ア 通学路等における交通安全対策の推進

平成24年の亀岡市の通学路での事故以降、滋賀県大津市や千葉県八街市でも児童を巻き込む死傷事故が発生しており、全国的に通学路等の安全確保が求められています。本市では「京都市通学路・児童の移動経路交通安全プログラム」を策定しており、教育委員会や警察等の関係機関と密に連携することで、子どもの交通安全確保に向けた取組を計画的かつ継続的に実施しています。

イ 道路のバリアフリー化事業の推進

バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する「重点整備地区」に24地区を選定しています。この「重点整備地区」等において、歩道の拡幅や段差の解消、自動車の速度を抑える歩車共存道路の整備などを進めています。

ウ 無電柱化事業の推進

長期的な整備方針である「今後の無電柱化の進め方」に基づき、都市防災機能の向上、良好な都市景観の創造、安全で快適な歩行空間確保の3つの観点から整備路線を選定し、無電柱化事業に取り組んでいます。

2 自転車

誰もが安心して心地よく行き交え、健康的で環境にも優しい自転車をいかして、市民が生活の質を高め合う「自転車共生都市・京都」の実現を目指し、自転車走行環境の整備やルール・マナーの啓発、自転車駐輪環境の整備に加え、多様な場面での自転車の活用に努めます。

(1) 自転車走行環境の整備

自転車が車道の左側を安全・快適に走行できるよう自転車交通量が多い路線等で、矢羽根マーク等の設置による自転車走行環境の整備を進めています。矢羽根マーク等は景観に配慮し、ベンガラ色を採用しています。

(2) ルール・マナーの啓発

ア 京都市自転車安全教育プログラム

子どもから高齢者までライフステージ別に教えるべき自転車安全教育の主なポイントや、安全教室等をまとめた「京都市自転車安全教育プログラム」を策定し、体系的に取り組んでいます。

イ 自転車ルール等啓発冊子の配布

自転車のルール等を分かりやすく説明した冊子「Enjoy 自転車 life in kyoto」を、市内の保育施設、幼稚園、小中高校などの全児童・生徒に配布しています。

(3) 自転車駐輪環境の整備と放置自転車の撤去

ア 自転車駐輪環境の整備

まちかど駐輪場や機械式地下駐輪場等の設置、既存の施設における誰もが利用しやすい駐輪空間の整備、民間事業者の駐輪場整備に対する助成等を実施しており、駐輪場箇所数が平成 20 年と比べ、約 3.3 倍に増えました。

イ 放置自転車の撤去

市内のはぼ全域を「自転車等撤去強化区域」に指定し、土・日・祝日、夜間を含めて撤去を実施しています。

3 河川

「まちに開かれた水辺、水辺に開かれたまち」を目指し、市民の安心・安全の根幹となる治水を前提として、歴史や環境にも配慮した京都らしい川づくり、水辺づくりを進めます。

(1) 都市基盤河川改修事業の推進

一級河川の整備・管理は、国及び都道府県が行うとされていますが、都市周辺部のきめ細かい治水対策を実施するため、人口 5 万人以上の市等が一級河川の一部を都市基盤河川として整備・管理することができます。現在、本市では都市基盤河川として 17 河川を管理し、西羽束師川や有栖川等で整備を進めています。

(2) 準用河川・普通河川の維持管理と改良

本市では、河川法に定める準用河川 31 河川と京都市水路等管理条例に基づく河川 291 河川の計 322 河川、489km を管理しています。

ア 維持管理

河川の流水機能を最大限発揮させるため、効率的な点検を行い、点検結果を踏まえた、計画的で持続可能な維持管理を実施しています。

イ 河川改良

過去に浸水被害が発生した 8 河川を対象に、優先度を定め、事業の効率化を図る「普通河川整備プログラム」に基づき、河川の拡幅や護岸のかさ上げ等を実施するなど、浸水対策を進めています。

市内を流れる河川の現況

種別	細別	管理者等	河川数	延長(km)
一級河川	直轄河川	国	5	42.2
	指定区間	京都府	53	318.3
	うち、都市基盤河川改修事業の対象区間	京都市*	17	28.4
準用河川		京都市	31	50.0
普通河川		京都市	291	438.5
合計			380	849.0
	うち、京都市管理		339	516.9

* 京都府に代わり、京都市が工事等を実施

(3) 高瀬川再生プロジェクト

高瀬川は、京都市街の中心部を南北に流れ、せせらぎを感じさせる貴重な水辺空間である一方、護岸の老朽化や水枯れなどが生じています。このため、高瀬川周辺一帯の魅力あふれる水辺環境の創出を目的とする護岸改修や水枯れ対策、樹木や植栽の整備を行っています。

(4) 排水機場の維持管理

河川が合流する場所では、排出先の河川の水位が上昇し、排出元の河川の水が自然に流れない場合があり、その際にはゲートを閉めるこ

とで逆流を防ぐとともに、排出元の河川の水があふれないよう、排出ポンプでくみ出す必要があります。本市では、このような場所において、16か所（令和7年3月末）の排水機場等を管理しています。

4 公園・みどり

四季を感じられる緑化など、地域にふさわしい新たな緑を増やすとともに、緑の資産について、景観や文化を含め大切に守り育てます。

(1) 公園の維持管理と再整備

建設局では、947か所（令和7年3月末）の公園を管理しています。老朽した遊具等の修繕や更新、トイレの洋式化、出入口のバリアフリー化などを進めるとともに、地域のニーズに沿った公園づくりや賑わいの創出等に向け、再整備に取り組んでいます。

(2) 公園利活用の推進

地域に身近な住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を対象として、地域が主体的に公園の管理運営を進め、また、地域からの要望に応じて、民間企業等の多様なサポート団体の支援を受けることができる「Park-UP事業」を令和6年2月に創設し、北鍵屋公園を含む7公園（令和7年6月末）でPark-UP事業に取り組んでいます。

また、宝が池公園では、約30の団体・有識者が参画する「宝が池みらい共創会議」において、関係者の様々な意見をいかした「宝が池みらい共創指針」が令和6年3月に取りまとめられ、共創会議を中心に本指針に基づく魅力向上に資する取組が進められています。

(3) 雨庭の整備

「雨庭」は、地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくりと地中に浸透させる構造を持った植栽空間であり、京都では、この機能を取り入れた美しい庭園が、寺社などで古くから造られてきました。本市では、そのような庭園文化を継承している京都の造園技術力をいかし、道路上などの公共用地を中心に「雨庭」の整備を進めています。

(4) 街路樹の育成管理

本市では、イチョウやサクラなど約4万本（令和7年3月末）の高木と、ツツジやアベリアなど約80万本（令和7年3月末）の低木の街路樹を育成管理しています。

(5) 街路樹の剪定

美しい紅葉を楽しんでいただけるよう、令和2年度から、秋口までに枝葉を透かしながら、樹形を小さく整える剪定方法を本格導入しています。

5 区画整理

国道1号や名神高速道路、第二京阪道路などにより、京都府南部や大阪、神戸などへのアクセスに優れた伏見西部地区において、市街地整備の代表的手法である土地区画整理事業により、都市機能集積地域として基盤整備を進めます。また、伏見西部第五地区においては、当該事業により産業用地を創出し、企業立地を促進しています。

各地区の進捗状況

地区名	施行面積 (ha)	進捗率 (事業費ベース)
伏見西部第三地区	104.5	91 %
伏見西部第四地区	116.7	58 %
伏見西部第五地区	64.5	50 %

（令和7年3月末）

6 市民協働

市民の皆様の京都への愛着が土木施設への愛着につながり、除草や清掃等の自主的な活動が広がるなど、「みんなごと」のまちづくりの実現に向け、取組を進めています。

(1) みつけ隊

道路、河川、公園の損傷箇所を投稿できるスマートフォン用アプリ「みつけ隊」を運用しており、8,048名（令和7年3月末）の方が登録され、投稿いただいた情報を基に補修等を行っています。

(2) 公園愛護協力会

679 団体（令和 7 年 3 月末）の皆様が、地域の公園を清潔に保ち、安全かつ楽しく御利用いただけるよう、清掃や除草などに取り組まれています。用具の支給やごみの回収など、活動を支援しています。

(3) 京都市街路樹サポーター制度

2,506 名（令和 7 年 3 月末）の皆様が街路樹とその周辺の美化や緑化に取り組まれています。用具、ボランティア用ごみ袋の支給やボランティア保険への加入など、活動を支援しています。